

耳よりあいち情報

令和8年 春号
(昭和101年・平成38年)
通巻185号

年2回発行の上半期号

～ 相続全般について、そして不動産・資産の保有・継承について
何でもお答えします。～

ai あいち事務所 (元あいき総合事務所) & いちすぎ税理士事務所
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 TEL 代表(052)231-5487
伊藤忠丸の内ビル2・3F 税務(052)202-1470
✉ aichi@aichi-i.com フリーダイヤル
https://aichi-i.com 0120-086-707

ご質問は
お気軽に

“世に相続の講演会、相談会の案内は数あれど、私共は、弁護士さんをお願いしないと解決できないその一歩手前迄の相続前対応、相続発生後の対応を、自信を持って実務実行をいたします。そして無料でノウハウを公開いたします。

40年以上の経験とノウハウを、貴方の実情にお使いいただけること、それがあいち事務員の使命です。そして感動を語り、最後までやり切ります!”

昨年より、本情報誌は年2回発行として、30年余続けてきたパワーが少々ダウンしてしまっただけともいえます。皆様との接点、アプローチ機会を削った事、お詫びいたします。

世の中がSNSとやらで情報を集め、正しいのか誤っているのかもわからない解釈により新聞記事よりもAIが信頼されるという今。だからこそ、紙発行は続けます!

郵送費負担・過剰な経費の負担に抵抗してまで、勝手に無料発送するあいち事務所伊藤直樹&(次世代リーダー)絃一郎のことを笑っていただいても結構ですヨ。

それでも今は直樹責任で続けていくのです。これからもお読みください。そして、たまにはセミナーも覗いてみてやってください。



相続は、貴方のご家族構成、資産の多少よりも、相続財産を受け継ぐであろう子や孫の所得+今後の安定した生活、幸せな家族・社会生活を送っていただけなのか否かを、前もって遺産を渡すであろう被相続人予定者の方々もしっかり把握されることによって、遺族の方々への承継方法・内容を決めていきましょう。

相続は、どなたであっても、いつ起きてしまうかはわかりません。病死、老衰、事故死etc. 誰にでも100%訪れる、その日時は予定出来ないのですから、年齢不問にて、ご遺族の方に、これは突然ふりかかるイベントなのです。

● あいち事務所は、セミナーでもご紹介していますが、この面倒なイベントをしっかりとお値打ちに代行いたします。勿論、面倒!!ですから時間はかかりますが、TVで「お任せください」とのたまわれる、中井貴一様CMの〇〇信託銀行等よりも、よっぽど!お値打ちである……4月8日に、国内全ての金融機関がこの遺産整理をワンストップで受ける新会社設立!のニュース。セミナーで詳しく解説いたしましょう!

私達は、土業事務所として、その専門性と、認められた資格権能として、遺言執行、遺産整理、そして続けて相続司法書士手続、相続税理士手続等による全ての処理をやりきってきました。これからも、やり続けていきます。

ご安心ください。私は、私共は、絶対に裏切りはいたしません!!

★ 相続情報セミナー ★ 第163回 令和8年5月23日(土) ウインクあいち 2階大ホールにて開催!

開場・受付開始 13時 講演 14時~16時

今回は、またまたウインクあいち2階大ホールに戻っての開催です。

いつも通り、午前中は完全予約制の個別相談会(10時半から開始です)。午後の個別相談は13時からの先着順となります。講演は14時開始です。

令和の相続民法改正によって全く様相が変わってしまった、遺産に係る遺留分侵害額請求の恐ろしさをはじめ、最新相続情報をお伝えいたします。

まだコロナ感染者も見受けられ、インフルエンザにはしか!?!。検温・アルコール消毒及びマスク着用は任意とさせていただきますが、ご自身を、ご家族を守るため、まだまだ慎重に、健康第一とまいりましょう。

誤解を受けて… 伊藤直樹が、エッ?!引退するの??

先日、名古屋市内の一部で、第163回相続情報セミナー ウインクあいち開催の開催直前の4月に、息子伊藤絃一郎の名を印刷した相続講演会の案内チラシを配布したところ、68歳代表の伊藤直樹は引退してしまったのか?と誤解をいただいたようです。

……誤解です。直樹は全く元気に、これからもずっとセミナーに登壇しますし、全ての仕事に関与してまいります。月8回程20年以上通いつけるホットヨガ・スタジオで股関節を柔軟に、柔らかい肉体を守り続けていきます。大丈夫です。ご安心ください。

★★ ご自宅でもセミナー視聴が可能です ★★

相続情報セミナーを生配信しています。

セミナー当日13時40分頃より、YouTubeで『あいち事務所』で検索するか、下のQRコードをスマホカメラで読み込んで、生配信の視聴に進んで下さい。

尚、当日のセミナー資料は、直前にはありませんが、郵送(又はメール)にて。フリーダイヤル 0120-086-707 もしくはあいち事務所ホームページよりお申込みください。資料は、ページ数が多いので、郵送がオススメ。



※ 動画視聴には多く通信量を要します。通信環境を整えてご視聴ください。

● 個別相談につき、午前中は完全予約制とさせていただきます。当日の相談時間確保のため、相談内容をご記入いただく用紙を事前にお送りします。

午後の個別のご予約も、時間指定はできませんが、お受けします。原則13時受付開始より、先着順となります。勿論、講演後のお申込みも可能ですが、出来るだけ午前のご予約をおススメします。(但し、1組20分です。)

★ 更に5月30日(土) あいち事務所にて、完全予約制 無料個別相談会 (10時~15時・1組55分) も開催!

● 5/23日・30日 両日の個別相談をご希望の方は……

0120-086-707 又は 052-222-1344へ

● 今後のセミナー予定

第164回 令和8年9月26日(土) ウインクあいち大ホール

第165回 令和9年1月頃に、中区役所を予定しています

各セミナー後の土曜日に、あいち事務所にて個別相談会も開催!

詳細はお問合せを。



遺言 VS 遺留分による奪取



あいち事務所代表、伊藤直樹は不老不死ですか？（嘘ですが…笑）と、聞かれることがあります。

皆さんの公正証書遺言の作成に寄与し、遺言執行者として、円満相続事務処理に生涯務めてまいります。（これは、あいち事務所代表 伊藤直樹が例え死ストモ…その承継者・伊藤紘一郎をして務めます！ということになります。）

遺言の効果として…その反面にあるのが、令和元年（8年前以来）にスタートした遺留分侵害額請求権の請求＝現金による（法定相続分の半額は現金でよこせ！！）債権実現という、民法改正に立ち向かえる皆さんのご意向支援考案。この対応の為、私は不老不死の本気で取り組みますから、ご安心ください。対抗妙案をご用意いたしましょう。

この妙案の相手方となられてしまった方々には申し訳ありませんが、出来ることなら弁護士さんには（？）頼まずに、柔らかく遺言執行者と協議してください。（あいち事務所では、遺留分に応じた分割方法を、どちらの利益重視ではなく、上手に！ご提案していきます）

● あえて節税養子についてオープンに語りましょう♥

—— それは、孫への愛♥ですと ——

→ 相続税基礎控除額…法定相続人 1 人あたり600万円分を1人追加出来ることは、皆さんご存知かと思えます。

2つ目のメリットとして「世代飛ばし」が言われます。

「親→子→孫」と2回の相続税がかかるところ、孫へ直接資産を渡すことが出来れば【2割加算】課税となるとはいえ、課税の回数が1回減ります。

→ 代襲相続人ではない孫が養子となって相続するのですから、2割、相続税が高くなる…ちゃんと計算して対応していきましょう。

→ 又、孫が18歳以下の場合、家裁による未成年者の法律行為を代弁する「特別代理人」選任手続きをする必要が出てきますし、この代理人は法定相続分相当の遺産分割分を取得する遺産分割協議内容でない限り了解（家裁の許可が×）してくれません。

よって、『遺言+養子縁組により、家裁の不要な関与を回避する』はさすがに絶対条件とまではなっていませんが…あいち事務所お薦めスキームです。

民法802条第1号

「当事者間に縁組をする意思がないとき」は無効…それ以外はどうか??

遺言と養子…セットでご案内するという定型文

このように、伊藤直樹はセミナーで30年+α、語ってきましたし、今も語ります。それは、周到な事前準備と共に、節税と、遺留分請求に対する対策としてご用意するものです。

養子縁組は、祖父母と孫・お嫁さんと…色々なパターンがありますが、扶養の義務と相続権の権利の両面です。

お孫さんには、精一杯、祖父母のお世話＝扶養に務めていただきたいですね。



● あいち事務所手順 …1と2は事前、3は事後の対応です。

1. お客様からの相続相談（2とセットの生前対策）
相続税試算・納税資金の検討をご案内、委任状をお渡しする。
2. 将来の承継者として家族付き合いを负担することとなる方の相続税の試算
3. 数名の相続人様全員から、遺産整理業務委任状をいただき、金融機関から換価して相続人に配当。その際、残高証明と過去10年分の入出金記録を、全通帳について取得を行います。（3は、実際に相続発生後の対策です）
この際に、本当に、故人通帳上にその現金移動があったか、否かが正直わからない。だからこそ、遺留分交渉、遺言がない場合の遺産分割協議交渉の舞台では、私達と共に全ての方々に、オープンに、明るくまいりましょう。

最高裁判決『節税養子は、相続税対策オンリーではない≡遺留分対策として養子を1人（2人以上…）したとしても、それはOK!』という見解が今はとられています。正直、この先どうなるか不安です。先日もその争いで名古屋地裁で、私自身この件で証人台にのぼって、養子縁組の際のいきさつを語りましたっけ。

平成29年（2017年）1月31日…相続税対策の養子は有効との判決

→ その為のポイントは、セミナー会場にてお教えいたします！

養親子関係を形成する意思…という法律上の枠について、あいち事務所はこのように考えます。

→ 相続するという+（プラス）の事に加え、（節税はおいといて）、お孫さんには、おじいちゃん・おばあちゃんを扶養するという意味があってこそその縁組ですよ！？つまりは、相続できる（+）と、扶養する義務（-）の2つの面を了解しての養子縁組ならば、

→ 法定相続分対象に入り、相続税減少。

→ 遺留分侵害額請求（令和6年1月以降、多発！！）に対する防御策としての相続人数増加メリット

このような、マニアックにみえるかもしれませんが、とても簡単な節税+遺留分対策案・・・とても重要な対策であり、保証いたします。

Topics

令和8年度法改正制度改廃は…？ 4月1日から。 教育資金一括贈与、受付終了…。

- ① 自転車に交通違反。青切符は16歳以上が対象。
- ② 子どもを巡る離婚の際に、単独親権から、父母の話し合いで共同親権が選べるように。（DV離婚はどうなるの？）
- ③ 耐震不足のマンション、建て替え決議は、5分の4から4分の3へ。75%の区分所有者で再建築へ。

そして、4つ目の注目事実。130年続いてきた電話帳と番号案内サービス104が3月31日で終了となりました。

今回は ～相続税制改正関連等に、大きなものはないですね。



実業と士業

今年3月26日。カンブリア宮殿の村上龍さん74歳、小池栄子さん45歳お二人の引退！ 長寿番組の20年にわたる司会を交代されました。

トヨタ豊田章男氏69歳。ファーストリテイリング・ユニクロの柳井正氏77歳。ソフトバンク孫正義氏68歳。それと、キッコーマン名誉会長、茂木友三郎さん91歳。テレビ通販のジャパネット高田明氏77歳。

この20年間にわたって、数々の日本の創業者・実業家の紹介をされてきました。

トヨタ工業学園の卒業式に章男会長が、「車って、何ですか?」。女性学生…「移動手段?」。…違います。移動を英語でmove。moveの、もう一つの意味は「感動」。だから、車を創ることは、単なる移動手段の道具を創り、売るのではなく、感動していただける車というものを買ってください。

章男氏は、クルマを愛されているんですね。

さて、**土地家屋調査士、司法書士、税理士って士業は、何をもって感動を売る**のでしょうか?

番組では、感動を売られてきた実業家が続きました。

ユニクロ、携帯、キッコーマン醤油……。200人以上の登場人物が、この日本で仕事に成功された。

伊藤直樹としては、この中でも特に、ジャパネットの高田明さんの人生がうらやましいです。

あの民法CM放送の圧！売りましたよね！引き込まれました。

士業の人間は、カンブリア宮殿に出られるような実業家ではないこととわかった上で、私見として気にすべきは、実業家の顧客本位＝士業の依頼者満足って意外とイコールではと思うのですが、どうなのでしょう?

これって本当は、根っこで同じじゃないのかな。

あいち事務所は士業ですが、お客様、依頼者の方々の目指しておられる方向で協調し、仕事をしています。**士業の仕事の目的は、お客様の幸せ**だと私は思っています。

節税オーナー、脱税、脱税に近い意味不明の経費計上はX。不動産とのつきあい方、相続する方、亡くなっていく方の安寧。土地の接道、安全な国土利用、防災、減災etc。色々な悪しき仕事、やるべき仕事、他でやってもらえないような仕事を取捨選択していきながら、あいち事務所ならではの安心安全を買っていただきたいのです。

士業は決してボランティアではない。けれど、奉仕、社会貢献も責務。そして、その仕事への情熱、挑戦、やりきるノウハウ、その姿に、あいち事務所に依頼して良かったと思っていただき、それ相当の報酬をお支払いいただいて、私共40名余は、スタッフの生計を成り立たせ、急なお客様経費の立て替えにも備える資金バックボーン作り、そしてカクイところに手が届く仕事を心がけ、続けていきます。

仕事としてやっていくが、働くことが嫌い…では、士業として働いてはいけません。私達は、依頼者の方に喜んでいただき、例え交渉等の相手方の皆さんから恨まれようとも、依頼者の方に替わって私共がその恨みをお預かりして、皆さんにはわずらわしい思いをおかけしたくないのです。



その思いで、あいち事務所不動産部門、プランニング名古屋の宅建業も、日々全力投球しています。

→ この**仕事から得られる感動**。私はこの実業ならぬ士業をカンブリア宮殿をイメージして(?) 楽しく売らせていただくのです。

本音コーナー・・・㊦で反論をご紹介



さてここで、3頁目までお読みいただいた皆様に、私の本音を語らせていただきます。 (思い切りの私見です) 今の国会には61法案の提出が予定されています。

- ① 成年後見および遺言制度を利用しやすいものとする—成年後見で後見と補佐の制度を廃止し、補助の制度の適用範囲を拡大する…家庭裁判所の多忙さ。この25年余の成年後見の実務をみてきた限り、昨今言われるような成年後見制度を改良したところで、とても対象者のご家族が求めるような使い易さを考慮してくれませんかよ！ やってる余裕、あの方達には無いですよ。
- ② 遺言制度を電磁的記録等で作成する保管証書遺言を創設させる民法の改正案…㊦昨年10月から公証役場のクラウド原本保管、実印不要…タブレットへ皆さんの署名ルールがスタートしましたが、実印押した証書をクラウドに収納すりゃいいんじゃないですか? 更に、役場以外の場所で口述する電磁的オンライン遺言づくりを、ナンデやる意味あるんすか? 公証人さんを訪ねて「さア、ちゃんと遺言を創っておこう儀式」～それが遺言の大切なところじゃないでしょうかね。
- ③ 個人情報の取扱いで財産上の利益を得た場合、個人情報委員会が違法な取扱い等で得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずる制度を設ける、個人情報保護法の改正案…㊦全国で、これだけの高齢者への詐欺、スマホの若年者への詐欺が増えているのに、警察も個人情報委員会も、末端の市民、若者の被害カバーが出来ないんですね。こねくりまわしたような個人情報に特化の救いだけじゃアカンでしょ。

→これに加えて、以下の本音も記します。

- 相続土地国庫帰属制度。2023年(令和5年)4月27日から既に3年。審査申請の結果、49%(令和8年2月28日現在 5140申請中2542件帰属OK…)もと、法務省は実績を誇られておられます。大切な制度です。㊦ですが、**原野商法**の土地は全国にメチャクチャあります。管理費がかかるからって審査申請前に全て断念されています。

農業しない相続人がもらってしまった農地。耕作者が借りてくれないなら、全てとっとと国有地にしましょうよ! 使わない、使える筈のない土地は、国有化すりゃいいんですよ。タダでも、追金払ってでも、相手がいないから中国人に贈与したなんて話、聴きたくありません!

- 最後に、相続登記の義務化と、所有権登記名義人氏名・住所変更登記の義務化の過料制裁…㊦こんなこと、今の法務局の現場の多忙さから、制裁の為の遅延案件のピックアップ→裁判所への立件→裁判所過料制裁審判? 判決? そんな余裕、どこにあるのでしょうか。みせしめに何件か。全国でホンの少し過料金請求やるのが関の山でしょ!

～なんて伊藤直樹私見。プチ込んでみました。読了、ありがとうございました。

みな様、こんにちは。伊藤紘一郎です。AIの進化が止まりません。昨年、AIを進化させることが、人間の価値を下げてしまうのではないかという懸念を踏まえ、世界中の頭の良いい人たちが、一度方向性や規制を考える期間を設けようという意見も出ましたが、AI産業でしのぎを削る世界中のビジネスマンたちが、足並みを揃えて立ち止まることは現実的ではなく、真面目に立ち止まっている間に、動き続けた不真面目な会社が世界のAI覇権を握ってしまう可能性があり、実現しなかったという大変不安定な状況の中で、今、世界は進んでいます。そのAIの進化に伴い、今後の流れを簡易的にあらわすと次の通りです。

①AI進化 ②知識価値の低下 ③仕事の再定義 ④構造変化 ⑤ロボット時代到来!?

さて、あいち事務所の仕事はどうなるのでしょうか。

私は、次の1つの質問に集約されていると考えます。

『あなたの終活のお話を、ロボットに向けて話したいですか?』

あなたが「それでも大丈夫」と言う日が来るまで、あと数十年は必要だと思います。

これはAIの苦手分野と言われる、責任を取るといこと、感情への対応、分かり易い説明、相続実務家のノウハウ(個々の難解な案件をわざわざAIの餌になるWEB上にあげる人はいません。)等々が、終活のメイン業務であることがその理由だと考えますがいかがでしょうか。AI熟練者のお客様は、未だ未だ参考程度にさせていただいた方が良くも知れません。

このような時代背景や、次世代セミナー講師として、あるご報告をいたします。

～ 区役所セミナーの復活 ～

あいち事務所ではこれまで、相続情報セミナーを162回開催してきた内、恐らく140回程は市内各区役所で開催して参りましたが、約6年前のコロナ禍やご来場いただけるお客様の増加等をキッカケに、ウインクあいち等の大きな会場開催に完全移行しました。

愛知県内38市14町2村16区から見て、名古屋駅限定開催の流動性の無さや、2時間という長いようで短い講演時間を、相続の実務家として父・直樹と私・紘一郎の各目線から見た、最新の情報をお伝えさせていただく中で、最近では時間の奪い合いの親子ゲンカ(!?)にも似た問題点もありました。

そこで話し合った結果、今一度、区役所等のセミナー開催を復活させる運びとなりました。誰にでも必ず起こる相続について、より身近に、より敷居を低く、何かに気付いていただくキッカケになれば幸いです。父・直樹が退く訳では一切ありませんが、何とか折れてもらって、メイン講師として私・紘一郎がマイクを受け継ぎ、終活における基礎を、わかりやすくお伝えさせていただきます。今後は、区役所等では基礎的な内容。ウインクあいち等の大きな会場では基礎～マニアックな内容という認識を持っていただくと分かり易いかと存じます。

私の思いは1つ、資産の大小関係なく、どのご家族も起こる、ややこしい相続について…

『優しい相続を迎えましょう』これのみです。

なお、初回は4/11 昭和区役所で開催済。次回10月、11月に2回開催(場所未定)予定です。

開催のご案内は、開催会場周辺のお客様限定で、はがきをお送りさせていただきます。はがきには、私の顔[※]をAIでより親しみ易く変換(実物+15%安心補正 By AI)した、右の顔入りでお送りするので怪しく見えますが、あいち事務所からの案内で間違いありません(笑)

お近くの区役所にて、お会いできるのを楽しみにしております。



[※]

AI変換!



相続税の改正(令和8年)

文責: 税理士 一杉顕法

昨年発表された税制改正について、コメントをさせていただきます。

相続税の改正で物議を醸しているのが、貸付用不動産(不動産小口化商品)の評価方法の見直しです。

- (1) A: 養子縁組 ← 相続人を増やす
- (2) B: 生前贈与 ← 生前に財産を減らす
- (3) C: 建物建築 ← 評価額が下げる・・・(今回のテーマです)

相続税が減額される生前対策は大きく分けると上記の3つがあります。そしてそれぞれ税務署としても節税を嫌い、都度厳しい方向へと改正が行われてきた歴史があります。



A: 養子縁組をすればするほど相続税が下がる時代があり、それを抑制するために昭和63年に改正がおこなわれ、現在では「相続税法上養子縁組は1人(実子なき場合2人)まで」となっています。抑制されたとはいえ、相続人を増やすことで税金は下がります。お子様の数が少なければ少ないほど節税は大きくなります。例えば、相続人が子1名だけの場合、もう1名追加することで途端に相続税は半分以下となります。

B: 生前贈与は、令和6年(2024年)の贈与から改正があり、暦年贈与は7年さかのぼり相続税の対象となることが決まりました。つまり贈与してから7年経過しないと相続税対象からは切り離されない、ということです。

C: なぜ建物建築が相続税対策になるのかというと、相続時に課税される建物の金額(評価額)が、建築金額より低い「固定資産税評価額(建築費のおよそ60%平均)」という規定があるためです。建物の価値は、そこまで急に下がるわけではないため、新築建物を時価に比して安く評価して相続税負担が少ないこととなります。その「ギャップ節税が大きいので見直す」というのが令和8年の改正です。詳細は決まっていますが、新築後5年以内の建物が対象となりそうです。

目的が節税ではなく「次世代に向けての不動産(土地)活用」だとすると、建築費も高騰していますので、計画のある方は速やかに、今年中に決断することをおススメいたします。令和9年1月1日以降、評価減はギャップがあまりなくなりますね。

余談ですが、基礎控除など所得税の改正の方向性が、「低所得者の税金負担を減らし高所得者の税金負担を増やす」となっています。一見「弱きを助け強きをくじく」のようには見えますが、皆さまはどう思われますか?

若い人達が、頑張っ働いて(働いて働いて)給料が倍になった時に、税金が倍以上になり手取りが減ると、どうなりますか? → やる気を失うと思います。「稼ぐことが悪」「金持ちが悪」という古い風潮が税制改正にも現れていて、日本をどんどんダメにしていることを危惧しています・・・。